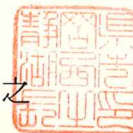


湖西市告示第 71 号

湖西市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日

湖西市長 田内 浩之



## 湖西市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る 条例減免の取扱要綱の一部を改正する要綱

湖西市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱（平成 20 年湖西市告示第 121 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 33 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 3 条中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 33 条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 2 号中「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第 3 号ただし書中「昭和 33 年法律第 192 号」を「昭和 33 年政令第 362 号」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別  
平等割 2.5 割軽減前の額の 2.5 割
- エ 減額賦課 2 割軽減該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる  
世帯別平等割 2.5 割軽減及び減額賦課 2 割軽減前の額の 1 割

### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の湖西市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

